



市章

大津市公報

令和2年4月2日
号外(第36号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

公平委員会規則

- 1 大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... 1
- ### 公平委員会告示
- 1 大津市公平委員会処務規程の一部改正..... 1

公平委員会規則

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月2日

大津市公平委員会

委員長 平井建志

大津市公平委員会規則第1号

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1市長部局の項中「、税務長」を削り、「行政改革推進監」を「税務長」に改め、「、技監、都市計画監」を削り、「まちづくり連携推進監」の次に「、技監」を加え、同表教育委員会事務局の項中「教育次長、政策調整監、教育監」を「教育部長、教育部次長」に改め、「、参事」を削る。

別表第2やまびこ総合支援センターの項の次に次のように加える。

東部子ども療育センター	所長
-------------	----

別表第2子育て総合支援センターの項中「、副所長」を削り、同表ふれあいセンター(比叡ふれあいセンター、中ふれあいセンター、膳所ふれあいセンター及び南ふれあいセンターに限る。)の項中「、膳所ふれあいセンター」を削り、同表児童館(小野児童館、坂本児童館、皇子が丘児童館、膳所児童館及び田上児童館に限る。)の項中「小野児童館、」を削り、同表すこやか相談所(和邇すこやか相談所、堅田すこやか相談所及び比叡すこやか相談所に限る。)の項を次のように改める。

地域包括支援センター(堅田地域包括支援センター、中地域包括支援センター、膳所地域包括支援センター及び瀬田地域包括支援センターに限る。)	所長
---	----

別表第2堅田駅西口土地区画整理事務所の項及び大津駅西地区区画整理事務所の項を削り、同表歴史博物館の項中「、参事」を削り、同表教育センターの項の次に次のように加える。

学校給食共同調理場	場長、副場長
-----------	--------

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和2年4月1日から適用する。

公平委員会告示

大津市公平委員会告示第1号

大津市公平委員会処務規程(昭和41年公平委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月2日

大津市公平委員会

委員長 平 井 建 志

第4条中「すべて」を「全て」に、「並びに規則」を「規則」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(障害者雇用推進者)

第3条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)第37条第1項の障害者雇用推進者は、事務長の職にある者をもって充てる。

附 則

この告示は、令和2年4月2日から施行する。